

介護保険料についてよくあるご質問

Q.介護保険料納付の通知が来ました。職場等の医療保険から介護保険料を納めています。医療保険（任意継続の方も含む）の中の介護保険料はどうなりますか？

A.40歳から64歳までの方（第2号被保険者）は加入されている医療保険の保険料と合わせて介護保険料をお支払いいただいておりますが、65歳になられた月（1日生まれの方はその前月）からの介護保険料を紀の川市に納めいただくこととなります。医療保険から納めていただいた分は終了となります。

Q.介護保険料納付の通知が来ました。国民健康保険から介護保険料が引かれているが、二重払いになりませんか？

A.国民健康保険の中の介護分（介護保険料部分）については、65歳の誕生日（1日生まれの方はその前月）以降分をあらかじめ除いて計算しており、二重払いにはなりません。詳しくは国保年金課へお問合せください。

Q.介護保険料額はどのように決められますか？

A.介護保険料は、本人および世帯員の住民税の課税状況と、本人の前年中の収入状況によって、介護保険料の基準額に応じた段階に分けられ、個人ごとに決まります。

Q.今まで介護保険料は年金から天引きされていたのに、なぜ納付書が届いたのですか？

A. 今まで年金から天引きされていた方でも、次のような場合、しばらく普通徴収（納付書払い、又は口座振替）による納付になりますので、納め忘れない口座振替のご利用をおすすめします。

- ・他市町村から転入した場合
- ・年度途中で修正申告等の理由により保険料額に変更が生じた場合
- ・年金の現況届の提出が遅れ、年金が一時差し止めとなった場合

Q.介護保険料の支払い方法は個人で選択できますか？

A.介護保険料は、介護保険法の規定により、年金受給額によって保険料のお支払い方法が決められており、ご自身でお支払い方法を選択することはできません。

→裏面もご確認ください。

介護保険料の納付は 口座振替が便利です

口座振替にすれば、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。

手続きは簡単！

- ①介護保険料納入通知書（納付書） ※口座振替申込者分
 - ②預（貯）金通帳 ※口座振替申込者分以外の名義でも可
 - ③印鑑（通帳届出印） ※②の通帳のお届け印
- を持参し、金融機関で直接お申し込みください。

申込先

和歌山県農業協同組合、紀陽銀行、南都銀行、
近畿労働金庫、池田泉州銀行、きのくに信用
金庫、ゆうちょ銀行（近畿2府4県内）

期限 各納期限の1か月前まで

※インターネットを利用して申し込みができる
WEB 口座振替受付サービスをご利用いただく
方法もあります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

※年金からの天引き（特別徴収）が開始した場合は、口座
振替は自動的に停止となりますのでご了承ください。



詳しくはコチラ